みなとみらい21中央地区
手続きの流れ

みなとみらい２１ 街づくり基本協定

事前相談
（行政手続き開始について）

運営委員会の承認
（行政手続き開始について）

協議・調整

街づくり行為申請
（施工計画等）

運営委員会の承認
（施工計画等）

※以降、竣工までに街づくりの各項目について適宜申請・承認を受ける。

都市景観協議地区（景観条例）

事前相談

協議の申出

提出図書（正・副）2部
○協議申出書
○計画図面
・位置図・配置図・立面図
・現況写真（周辺含む）
・平面図等行為指針に関する図面
●事案によりフォトモンタージュ

案件により都市美対策審

○協議申出書に係る提出図書
○周辺建築物の現況
○敷地内外の景観上特徴的なもの
●模型等（作成している場合）
＊審議会用の部数が必要

協議事項・方針の通知（市→行為者）

都市景観協議
※通常要すべき期間：30日間

協議の終了／協議の対応届出

提出図書（2部）
○対応届出書
○計画図面
・位置図・配置図・立面図
・現況写真（周辺含む）
・平面図等行為指針に関する図面
●事案によりフォトモンタージュ
●都市美対策審議会の提出図書

協議の合意事項確認

協議結果の通知（市→行為者）

景観計画（景観法）

事前相談

行為の届出書
工事着手の31日前までに届出

提出図書（2部）
○行為の届出書
○計画図面
・位置図・配置図
・立面図・現況写真（周辺含む）
・平面図等景観形成基準に関する図面
●事案によりフォトモンタージュ

適合チェック

副本返却

地区計画（都市計画法）

事前相談

地区計画届出書
工事着手の30日前までに届出

提出図書（2部）
○届出書
○計画図面
・位置図・配置図
・平面図・立面図

適合チェック

副本返却

建築確認申請等

標識の設置・着工

着工

着工